

処分等年月日	事業者名	処分等の種類	事故概要	処分・指導内容	違反点数付与状況
2026年6月30日	妹尾年久	輸送の安全確保に関する命令	<p>令和6年12月に、関係機関から事業者が所有する船舶「やぶた丸」について関係法令違反の疑いがあるという情報提供があった。</p> <p>これを受け、中国運輸局及び岡山運輸支局水島海事事務所が令和7年2月21日、同年3月5日に海上運送法第25条第1項に基づく立入検査を実施したところ、輸送の安全に関わる関係法令違反、安全管理規程の遵守義務違反等の事実が確認された。</p> <p>今後、かかる事態の再発防止を図り、輸送の安全を確保するため、同社に対し輸送の安全確保に関する命令を発出した。</p>	<p>①安全統括管理者は、海上運送法第22条第2項において準用する同法第19条の4及び安全管理規程第52条第4項に基づき、輸送の安全に関する基本的な方針、輸送の安全に関する重点施策及びその達成状況、安全管理規程、安全統括管理者及び運航管理者にかかる情報を外部に対して公表を行うこと。</p> <p>②経営トップは、安全管理規程第4条に基づき、輸送の安全確保に向けた取組に主体的に関与し、安全マネジメント体制を適切に運営すること。</p> <p>③経営トップは、安全管理規程第6条第1項に基づき、安全管理にかかわる会社の全体的な意図及び方向性を明確に示した安全方針を設定し、社内へ周知すること。</p> <p>④経営トップ等は、安全管理規程第7条第1項に基づき、安全方針に沿って、具体的な施策を実現するため、安全重点施策を策定し実施すること。</p> <p>⑤安全統括管理者は、安全管理規程第17条に基づき、関係法令の遵守と安全最優先の原則を社内へ徹底するとともに、安全管理規程の遵守を確実にすること。</p> <p>⑥運航管理者は、安全管理規程第18条第1号に基づき、船舶の運航管理及び輸送の安全に関する業務全般を統轄し、安全管理規程の遵守を確実にしてその実施を図ること。</p> <p>⑦船長は、安全管理規程第27条及び運航基準第4条第2項に基づき、運航中止基準にかかる情報、運航の可否判断、運航中止の措置及び協議の結果等を記録すること。</p> <p>⑧安全統括管理者等は、安全管理規程第36条第1項に基づき、アルコール検知器を用いたアルコール検査体制を構築すること。</p> <p>⑨（9）船長は、安全管理規程第37条第1項に基づき、発航前に船舶が航行に支障ないかどうか、その他航行に必要な準備が整っているかどうか等の点検の記録をすること。</p> <p>⑩安全統括管理者及び運航管理者は、安全管理規程第47条第1項及び地震防災対策基準第18条に基づき、運航管理補助者に対し船員法及び海上衝突予防法等の関係法令その他輸送の安全を確保するために必要と認められる事項及び地震防災に関する教育を定期的実施すること。</p> <p>⑪安全統括管理者及び運航管理者は、安全管理規程第48条及び地震防災対策基準第18条に基づき、年1回以上事故処理及び地震防災に関する訓練を実施すること。</p> <p>⑫内部監査を行う者は、安全管理規程第50条第1項に基づき、年1回以上船舶及び陸上施設の状況並びに安全管理規程の遵守状況の他、安全マネジメント態勢全般にわたる内部監査を実施すること。</p> <p>⑬安全統括管理者及び運航管理者は、安全管理規程第51条第1項に基づき、安全管理規程（運航基準、作業基準、事故処理基準及び地震防災対策基準を含む。）及び運航基準図を船舶及び事務所その他必要と認められる場所に、容易に閲覧できるよう備え付けること。</p> <p>⑭船長は、運航基準第7条第2項に基づき、速力基準表を船橋内に掲示すること。</p> <p>⑮運航管理者は、作業基準第8条に基づき、乗船待ちの旅客に対して遵守事項を掲示等により周知すること。</p>	<p>違反点数 25点 累計点数 25点</p>